

児童扶養手当の適正な受給について

平素は川西市のひとり親家庭支援事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として、支給しております。

正しく手当を受給していただくため、**下記に該当する場合はご連絡いただきますようお願いいたします。**

**手当の返還が生じることがあります
また、不正受給の場合、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります**

下記に該当する場合、申告が遅くなりますと手当の返還が生じる場合があります。

- ・ **所得更正したとき**（受給者・対象児童・扶養義務者いずれの場合にも必要）
- ・ **公的年金を受け取ることができるようになったとき**（受給者・対象児童いずれの場合にも必要）
※実際に受給していない場合を含みます
- ・ **婚姻したとき**（受給者・対象児童いずれの場合にも必要）
※異性との同居や、定期的な訪問及び生計の援助など、社会的に婚姻関係と同様と判断される場合も含みます
- ・ **異性と生計を同じくするとき**
※配偶者の障害を理由とした受給は除きます
- ・ **妊娠したとき**（受給者・対象児童いずれの場合にも必要）
- ・ **児童が施設入所や里親委託となったとき**

※同居とは、住民票上同じ住所地にお住まいの状態をいいます。住民票上別世帯であっても同居とみなします。

※扶養義務者とは、同居している直系血族及び兄弟姉妹のことをいいます。

手当の支払を差し止めることがあります

下記に該当する場合、必要な届出をしていただけない場合は、手当の支払を差し止めることがあります。

- ・ **転居したとき**（市内・市外・国外いずれの場合にも必要／受給者・対象児童・扶養義務者いずれの場合にも必要）
- ・ **氏名が変わったとき**（受給者・対象児童いずれの場合にも必要）

手当の支払が遅くなる場合があります

下記に該当する場合、必要な届出をしていただけない場合は、手当の支払が遅くなる場合があります。

- ・ **手当の振込先の口座に変更があったとき**

<問い合わせ先>

川西市 こども未来部 こども支援課 市役所3階⑦窓口

E-mail: kawa0168@city.kawanishi.lg.jp

TEL: 072-740-1179（平日9:00～17:00）



メールアドレスの
QRコードはこちら